

自治令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約の結果の公表について

No.	区分	案件名称(品名)	数量	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	当初	事業所における庁舎維持管理等業務	1式	環境局業務課 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST2階 /TEL:078-595-6109	令和7年4月1日	公益財団法人こうべ産業・ 就労支援財団 神戸市中央区東川崎町1 丁目8番4号	23,080,435	地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号に該当
2	当初	クリーンセンターにおける庁舎 維持管理等業務	1式	環境局業務課 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST2階 /TEL:078-595-6109	令和7年4月1日	公益財団法人こうべ産業・ 就労支援財団 神戸市中央区東川崎町1 丁目8番4号	10,788,960	地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号に該当
3	当初	東クリーンセンター庁舎清掃 等業務	1式	環境局東クリーンセンター 神戸市東灘区魚崎浜町1- 7/TEL:078-452-4100	令和7年4月1日	公益財団法人こうべ産業・ 就労支援財団(シルバー 人材センター) 神戸市中央区東川崎町1 丁目8番4号	5,136,120	地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号に該当
4	当初	港島クリーンセンター庁舎等 清掃業務	1式	環境局港島クリーンセン ター 神戸市中央区港島9-12-1 ／TEL:078-304-0530	令和7年4月1日	公益財団法人 こうべ産 業・就労支援財団 神戸市中央区東川崎町1 丁目8-4	5,277,390	地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号に該当
5	当初	西クリーンセンター庁舎等清 掃業務	1式	環境局西クリーンセンター 神戸市西区伊川谷町井吹 字三番圃74-1／Tel : 078- 974-2005	令和7年4月1日	公益財団法人こうべ産業・ 就労支援財団 神戸市中央区東川崎町1 丁目8番4号	4,536,780	地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号に該当